

令和5年8月24日
千葉県文化芸術推進懇談会
(第2回)

次期計画策定にあたっての懇談会の体制について

千葉県文化振興課



現在の懇談会の体制、他都道府県との比較

| | |
|--------------------------------------|---|
| 名称 | 千葉県文化芸術推進懇談会 |
| 設置期間(任期) | 令和4年度～令和6年度 |
| 設置目的 | 本県の文化芸術の振興にあたり、有識者等から広く意見を求めるため |
| 所掌事務 | 「千葉県文化芸術推進基本計画」及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」に基づく施策の実施に関する事項他 |
| 分野及び人数 | 11分野11名(うち学識経験者3名) (デザイン、文化財、文化政策、教育、文化団体、市民活動、文化施設、市町村、観光、企業、障害者) |
| 他都道府県の審議会等有識者会議の委員平均数(うち学識経験者数(※概算)) | 14名(3名) ※36都道府県の平均 |

(参考) 関東地域の審議会等有識者会議の状況

| 都県 | 文化に関する条例 | 審議会の名称 (審議会でない 外部有識者会議) | 人数 | (うち学識 経験者数) ※推定有 | 分野[推定] |
|------|------------------|-------------------------------|----|------------------------|---|
| 千葉県 | 千葉県文化芸術の振興に関する条例 | (千葉県文化芸術推進懇談会) | 11 | 3 | デザイン、文化財、文化政策、教育、文化団体、市民活動、文化施設、市町村、観光、企業、障害者 |
| 茨城県 | 茨城県文化振興条例 | 茨城県文化審議会 | 15 | 3※ | [行政(市)、学識者(大学教授)、文化施設(美術館)、文化芸術団体、企業、表現者(楽器奏者、書家、洋画家、郷土芸能)、国際] |
| 栃木県 | 栃木県文化振興条例 | 栃木県文化振興審議会 | 16 | 4※ | [県議、メディア、文化施設(美術館)、公募委員、経済、学識者(大学教授等)、文化芸術団体、行政(市町)、表現者(陶芸家：益子焼、箏曲演奏家)] |
| 群馬県 | 群馬県文化基本条例 | 群馬県文化審議会 | 11 | 3※ | [文化施設(美術館、映画館)、メディア、文化芸術団体、観光、学識者(大学教授等)] |
| 埼玉県 | 埼玉県文化芸術振興基本条例 | — | | | |
| 東京都 | 東京都文化振興条例 | 東京芸術文化評議会 | 14 | 3※ | [学識者(大学教授等)、美術館、企業、文化芸術団体、建築、表現者(作詞家、ファッションデザイナー、音楽監督、劇作家、映画監督、プロデューサー、アーティスト)] |
| 神奈川県 | 神奈川県文化芸術振興条例 | 神奈川県文化芸術振興審議会 | 16 | 6※ | [メディア、学識者(大学教授等)、文化芸術団体、行政(市)、文化施設(美術館)、公募委員、表現者(詩人・作家)] |

関東地域の委員平均人数は、13名(うち学識経験者3名)

※学識者の分野は、文化芸術一般、文化政策、文化財 等

- 他都道府県の委員について確認していくと、基本的な分野は共通しつつも、地域の特色が表れた分野の委員が就任していた。
- 地域の特性・地域の文化を把握し、今後の文化振興に生かすため、各分野の委員がいるものと思料される。
- 本県の分野と共通するもののほかに多く見られたものとして、メディアや表現者※があった。

※地域の文化芸術活動(伝統的なものを含む)を行っている方や、そのほか芸術的・文化的な活動を行っている方
(例)伝統文化(芸能)の技術保持者、画家、演奏家等

- 次期計画を策定するうえで、本県が新たに盛り込んでいかなければいけないこと、本県の特色を生かす新しい分野の人材にも意見を求める必要があるのではないかと考える。

今回御意見を伺いたい論点について

- 次期計画策定にあたり、新たに意見を求める必要のある分野は何か

(参考)千葉県文化芸術推進懇談会設置要綱

第3条 懇談会は、環境生活部スポーツ・文化局長が依頼する委員をもって構成する。

2 環境生活部スポーツ・文化局長は、参考意見又は参考情報を求めることを目的として、関係者を参考人として出席を求めることができる。